破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６７１号

仙台市青葉区一番町２丁目10番26―302号、従前の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目１番地の６

債務者　小島　孝文

1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　達朗
4　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号

愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲555番地４

債務者　稲葉　由貴

1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第８０号

茨城県神栖市波崎9326番地

債務者　磯野　孝利

1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８１号

茨城県神栖市波崎9326番地

債務者　磯野三恵子

1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１２８０号

千葉市中央区鶴沢町18番10号

債務者　五十嵐徳久

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　園子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号

青森県三沢市松園町２丁目５番30号　第一松園団地２号棟58―２―302

債務者　蜂谷　　昇

1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１５２号

北海道札幌市手稲区前田２条４丁目５番25号

債務者　菊地　　祥

1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２０８７号

愛知県小牧市中央４丁目161番地　サンヴイレッジＳＴⅡ306号

債務者　近藤　道子

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　　晃
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９６号

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字留が森347番地193

債務者　工藤　仁司

1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６９号

静岡県湖西市新所1424番地の２、従前の住所愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７

債務者　原田　伸夫

1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２７０号

静岡県湖西市新所1424番地の２、従前の住所愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７

債務者　原田　公余

1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４３７号

金沢市鳴和１丁目18番27号　県営住宅４棟118号、従前の住所金沢市諸江町下丁364番地３

債務者　加葉田健治郎

1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北尾　美帆
4　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷字鑵子ヶ谷1622番地46、住民票上の住所福岡県福岡市博多区吉塚３丁目７番２号

債務者　木崎　孝良

1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号

盛岡市三本柳13地割42番地３

債務者　安岡　忠明

1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部